

## 論 文

## 周防内藤氏の成立―院近臣藤原盛重流との関係を中心に―

渡 辺 滋

はじめに

内藤氏は、中世の周防国で大きな勢力を誇った一族である。しかし同氏をめぐる分析の多くは、これまで同国を拠点とした大内氏の関連論文のなかで必要に応じてなされるに止まっており、その重要性と比べて専論はとほしい<sup>(1)</sup>。とくに大内氏と接点を持つ以前(＝中世前期まで)の内藤氏の活動については、源平争乱期に周防国東部で活動が見えることに注目したり<sup>(2)</sup>、鎌倉期に御家人として六波羅や鎌倉で活動する局面を断片的に分析した成果があるくらいである<sup>(3)</sup>。そこで本稿では、より広い範囲で関連史料を収集し、とくに草創期の内藤氏に関して活動の実態を示していきたい。

## 第一節 内藤氏とは

まず「内藤」という名字の由来だが、通常、同姓を名乗る家の系図では「内舎人を務めた藤原氏だから「内藤」を名乗った」という筋で説明されており、概説書のたぐいでも同様の理解が提示される<sup>(4)</sup>。ただし、以上のような説明は同時代史料に基づくものではなく、とくに確証もない。

年代が明らかな史料によって内藤という名称を捜してみると、「今昔、傳大納言ト云フ人御シキ。名ヲ巴道綱トナム云シ。家ハ一条ニナム有シ。其ノ家ニ世ノ□者ニテ、物可咲ク云テ、人咲ハスル侍有ケリ。字ヲ巴内藤トゾ云ヒケル。」(『今昔物語集』巻二八―四三話)とあるように、藤原道綱(九五五―一〇二〇)に仕える侍として登場するのが初見である。同源説話は確認されていないので、道綱の実際の活躍時期における実話ととるか、あるいは『今昔物語集』の成立時期(十二世紀初頭)のあり方と取るかは難しいところだが、「字(あざな)」とは別名・通称のことだから、複数の藤原姓の人物を区別する目的からの呼称と考えること自体は問題ない。十一世紀中頃の『明衡往来(雲州消息)』にも、「横笛内藤太之横笛・琵琶禪師之琵琶・黒長丸之傀儡・

白藤太之猿楽。如レ此之輩、不レ可三勝計二」(第二十通)と見えるので、この時期に内藤という名字が一般化していた可能性は高いだろう。

ただし、かならずしも「内」が内舎人を意味するとは限らない。鎌倉期に編纂された史料となるが、『一代要記』は、天禄三年(九七二)十二月二十八日に延暦寺検校となつた藤原兼通を「内藤兼通」と呼称している(『一代要記』夏・円融天皇)。内大臣を勤める藤原氏の人物を、内藤と呼称しているのである。こうした命名方式の存在からは、下級官人の場合、内蔵寮・内膳司と関連する事例もあつた可能性が推測できる(内舎人と比べて、事例数は少ないだろう)。

さて、肝心の周防国の内藤氏だが、彼らの出自については諸説ある。可能性としては、①もともと周防国に拠点を持つ勢力、②受領による任国統治(あるいは院分国の経営など)に関わつて下向した古代の下級中央官人、③地頭職を得て西遷した中世の御家人、などの事例が考えられよう。先行研究においては、①を想定する論者が多いとはいえ、それ以外の理解も散見されるように<sup>(5)</sup>、定説はない。

とはいえ、「建久二年(一一九二)二月十日石清水八幡宮寺別当下知状」(『鎌倉遺文』五〇八)にみえる、盛家の「父盛定之時」から内藤氏が周防国都濃郡で活動しているという情報や(詳細は後述)、「元暦二年(一一八五)正月六日源頼朝書状」(『吾妻鏡』同日条所引)にみえる「又、内藤六か周防の遠石をさまたげ候なる、以外事也。当時は、国の者の心を破らぬ様なる事こそ、吉事にてあらむすれ」という言及から、内藤氏が源平争乱期に周防国都濃郡を活動拠点としていたこと自体は間違いあるまい。後者の史料に見える活動が、源平いずれの側に立つてのものか先行研究の解釈は分かれるが<sup>(6)</sup>、「建治元年(一二七五)五月六条八幡宮造営注文」<sup>(7)</sup>に見える御家人のリンク付けによると、幕府内において内藤氏が同じ周防国に基盤を持つ大内氏よ

りも高い評価が与えられていることや、その背景として内乱期における源氏側への貢献が推定されるという指摘<sup>(8)</sup>も踏まえれば、『吾妻鏡』の記事は、内藤氏の源氏側に立つての活動を示すものと理解すべきだろう。

なお内藤氏の鎌倉初期における立ち位置を示す情報としては、内藤盛家の妻も注目される。盛家の妻は、おそらく複数あったろうが、そのうちの一人に「妻 摂津守師茂女（姓不<sub>レ</sub>知）」（『近世防長書架系図総覧』掲載の「内藤家系図」）とあり、大外記を輩出する中原家の出であると分かる<sup>(9)</sup>。そして盛家息の「盛義」項には「三人同母 摂津守師茂女／実朝之乳母也。号<sub>二</sub>因幡局<sub>一</sub>（山口内藤家系）とあり、これによれば末子の三名、「盛政（左兵衛尉。右大臣実朝薨時、落<sub>レ</sub>髮。号<sub>二</sub>顯<sub>一</sub>宮入道<sub>一</sub>）」「盛時」「盛義」の三名は同母ということになる。父盛家・兄盛親が京・周防における活動を中心とするのに対し、弟盛時の活動が鎌倉を中心とする傾向は<sup>(10)</sup>、実際に因幡局<sup>(11)</sup>が母だったかどうかはともかく、將軍御所などに出仕する鎌倉居住の女性との間に生まれた息子だった可能性を示している。また、系図上で彼らが後ろの方に配列されていることは、その女性とのつながりが夫盛家の後半生で生じた可能性を示している。盛家をめぐるこのような女性関係が史実であるとすれば、鎌倉初期の内藤氏と幕府中枢との間に一定の関係が築かれていたことの反映と考えることができる。

内藤氏が周防国に拠点を持つに到った経緯・時期などは解明されていないとはいえ、先に見た諸史料からは、少なくとも十二世紀末の段階において、当地で軍事活動を行う基盤は確保されていたと判明する。源平争乱期には、そこを拠点として反平家活動を活発に行い、鎌倉初期の段階では幕府中枢と一定の結びつきを保持するに到っていたのである。

ただし古代の周防国衙に關係する各種の史料に、内藤氏が姿を見せることはない。つまり、旧来の有力氏族であれば当然確保していたはずの、国衙在庁のようなポストとは縁がなかったと推定される。とすると、同氏による周防国での活動開始時期は、源平合戦を大幅に遡るほど古いものではないことになる。後述する各種の系図上でも、同氏の周防国における活動が十一世紀以前に遡る徴証は得られないので、勢力の扶植は十二世紀代に本格化した可能性を想定すべきだろう。

## 第二節 大中臣氏（都濃郡）との関わり

草創期の内藤氏に關する史料としては、同氏の系図が注目される。各種の関連系図そのものについては次節で詳説するが、ここでは周防国での活動を始める経緯を記した箇所について、検討を加えておきたい。

関連する記載は、おおよそ同内容である。たとえば「山口内藤家系」（山口県文書館所蔵）には「内供奉祐覚（始山伏也。遍<sub>二</sub>歴諸国<sub>一</sub>而留<sub>二</sub>滯于周防国末武庄<sub>一</sub>。庄之主福井檢校大中臣光忠、以<sub>二</sub>其女<sub>一</sub>娶之」（七才）とある。また「寄合内藤家系図」（『近世防長諸家系図総覧』所引）には「祐覚（初為<sub>二</sub>山伏<sub>一</sub>遍<sub>二</sub>歴諸国<sub>一</sub>而留<sub>二</sub>于周防国末武庄<sub>一</sub>。庄主福井檢校大中臣光忠、以<sub>二</sub>其女<sub>一</sub>妻之」とある。「祐覚」という山伏については次節で触れるとして、ここでは彼の周防国での定住を保障する役割を担った「大中臣光忠」<sup>(12)</sup>という人物に注目したい。

関連系図に見えるこれらの記載について、郷土史の分野では信頼できる情報として紹介されることが一般的だが<sup>(13)</sup>、とりあえず順に検討していく。大中臣氏は、「建久八年（一一九七）阿弥陀寺鉄塔銘」（『防府市史 史料編 I』）に「国吏 留守所」の一員として「大中臣氏」が挙げられるところから、古代後期に周防国の国衙在庁を勤める有力氏族だったと判明する。その本拠地は、これらの系図に見える「末武」という地名から、都濃郡南部と推定される。また少し後の時期の史料となるが、遠石八幡宮（都濃郡、現在の周南市）の銅鐘銘（元応二年、一三三〇）に「神主左衛門尉大中臣貞直」（『鎌倉遺文』二七六五六）という人物が見えることも<sup>(14)</sup>、そうした推定を裏付けている。

つぎに、末武莊（都濃郡）について、同莊は現在の下松市周辺に展開した莊園だが、古代末の段階では、石清水八幡宮の別宮の遠石八幡宮領として経営されていた<sup>(15)</sup>。先に述べたように、遠石八幡宮の關係者として大中臣氏が見えるうえに、時期が異なるとはいえ、末武莊の「庄主」も同族が勤めている点は注目される。こうしたあり方は、両者が事実上、一連の組織だったことを物語っている。

ところで十二世紀末の史料によれば、同莊の領有権をめぐって、石清水八幡宮と内藤盛家が争っており、その因縁は彼の父盛定の代まで遡ると述べられている。

・「建久二年（一一九二）二月十日 石清水八幡宮寺別当下知状」（『鎌倉遺

文一五〇八)

八幡宮領周防国遠石別宮盛家

右件盛家、称<sub>レ</sub>地<sub>□</sub>来、一向令<sub>レ</sub>押<sub>レ</sub>領<sub>□</sub>領家・預所之得分<sub>一</sub>。其上、父盛定之時、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>行<sub>□</sub>等<sub>一</sub>、得善并未武保以<sub>二</sub>新儀<sub>一</sub>企<sub>二</sub>押<sub>レ</sub>領<sub>一</sub>。且又、刃<sub>二</sub>傷<sub>レ</sub>神人友<sub>□</sub>時<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>鎌倉殿御下知<sub>一</sub>、領家経<sub>二</sub>院奏<sub>一</sub>、停<sub>二</sub>止<sub>レ</sub>件<sub>□</sub>可<sub>二</sub>追却<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>院宣<sub>一</sub>之処、如<sub>レ</sub>此狼藉、不<sub>レ</sub>絶之間、神事違例之由、有<sub>二</sub>領家之訴<sub>一</sub>。事实者、尤<sub>□</sub>当也。任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>領家・預所之得分<sub>一</sub>、盛家不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>濫妨<sub>レ</sub>者也。自今以後、令<sub>二</sub>停止無<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>也。尚不<sub>二</sub>承引<sub>レ</sub>者、被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>鎌倉殿<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>也。可<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>其旨<sub>一</sub>之状、依<sub>二</sub>別当殿仰<sub>一</sub>、下知如<sub>レ</sub>件。

建久二年二月十日

この文書に見える「内藤盛家が押領した」という説明は石清水社側の主張であり、盛家の側にも一定の言い分があった可能性はある。本家・両家などという高いレベルでの領有権ではなく、現地における管理主体の入れ替わりは、当時、珍しくなかったからである。

たとえば、この地域の場合、一ノ谷合戦の際の周防国からの参陣者として「周防介高綱」（『源平盛衰記』巻三六・長門本『平家物語』巻一六）と見える人物は周防国造（熊毛郡・玖珂郡が本拠）の子孫だろう。この一族は、「天徳三年（九五九）周防国司解」（『朝野群載』巻二六）に「正六位上行介周防宿祢正遠」の名が見えるように、一〇世紀の段階では正式な除目を経て周防介に任命されるほどの有力な勢力だったにもかかわらず、十二世紀代になると一切姿を見せなくなる。中世の内藤氏の所領（詳細は後述する）のなかでも小周防Ⅱ周防本郡（熊毛郡）や、それに隣接する勝間村（熊毛郡）は、かつての周防国造の本拠地であり、内乱終了後に幕府から新恩給与で入手した権益と推定されるので、周防氏は源平合戦の結果として失脚したのであろう。この周防高綱は「富田介高綱」（延慶本『平家物語』巻九）とも呼ばれるところから、富田（都濃郡）周辺にも所領を持っていたと考えられる。とすると、内藤氏が富田保の近隣荘園である得善保などに介入したのは<sup>16)</sup>、自らをこの地域における周防氏の権益を継承した主体と自認していたからである可能性も想定される。

そもそも「院宣」が下ったにもかかわらず、内藤氏側の「狼藉不<sub>レ</sub>絶」とい

う状況が続いていることや、「於<sub>二</sub>領家・預所之得分<sub>一</sub>、盛家不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>濫妨<sub>レ</sub>者也」という石清水側の主張を踏まえると、「領家・預所之得分」以外の範囲で、内藤氏がこの荘園に独自の得分を保持していた可能性は十分ある<sup>17)</sup>。祐覚という山伏（系図上で盛家から三代前）が、末武荘の庄主の縁戚となったことで当地に滞在することになったという系図の記載は、すでに十一世紀後半、十二世紀前半あたりの段階で、内藤氏が末武荘と何らかの関係を生じていた史実を反映する伝説とも推定されよう。

ところで大中臣光忠の「福井檢校」という肩書きは、「福井」を本拠地として「檢校」の職務を果たす人物の意だろうが、檢校には多様な事例が確認される。当初は郡司の一種として用いられる事例が多いが、次第に荘園・柚・藪・厨などの檢校も見えるようになるなど、その用例は多彩である<sup>18)</sup>。ここでいう「檢校」が、なにを監督・統率する立場を意味するのか不明だが、文面を尊重する限りでは、「末武庄主」とはほかの役割を意味しているようだから、現地有力者Ⅱ郡司としての肩書きなのであろう。伝統的な郡領氏族が国衙在庁を兼ねるありかたは、この時期に一般的だから、そうした位置にある氏族だったことになる。なお「福井」という地名は旧都濃郡内に確認できず、南接する熊毛郡の北部にみえる（小字が柳井市伊保庄に残る）が<sup>19)</sup>、末武とはそれほど近くない（直線距離で約四〇キロ離れている）。

以上、古代後期から中世前期の大中臣氏が、都濃郡を中心に、荘園や神社などを拠点として勢力を保持していた状況を垣間見てきた。その中心的な権益の一つだったと推定される末武荘の管理権に食い込む形で同地域に勢力を広げていった内藤氏は、系図によると大中臣氏の後援を得る形で活動を始めていた。こうした筋書きは内藤氏側の史料に記されたもので、一方的な主張ではある。しかし、そこに史実が含まれているとすれば、大中臣氏の側にも何らかのメリットがあつて、内藤氏の台頭を認めるに至ったことが推定される。

この点、まったくの想像になってしまうのだが、大中臣氏が金属精錬・加工の技術を保持していたこととの関連が想定できるかもしれない。中世の周防国では西部の三田尻（現在の防府）と、東部の柳井津に鋳物師の活動拠点が存在していた<sup>20)</sup>。このうち後者は、平安期の金属精錬遺構である向田遺跡（熊毛郡、柳井市大字伊保庄字向田）以来の伝統を継承している可能性が高い。その運営主体は明確ではないが、正法寺（長門国厚狭郡）の銅鐘銘（正平十八年



(一三六三)に「大工大中臣弘義」(『山口県風土誌』金石文誌 卷六)と見えるのは注目される。この「大工」は金属加工の技術者と考えられ、先行研究ではその姓から河内鑄物師の技術者とされることも多いが、この鐘の鑄造技術は「手法に河内大工の伝統とはかなり違ったところが見られる」<sup>(21)</sup>ことが注目されている。こうした指摘によれば、河内鑄物師とは技術系統が異なる集団の作品と理解すべきで、その場合、隣国周防国の大中臣氏の存在が思い浮ぶのではなからうか。

先に見た大中臣氏の活動範囲からすると、平安期に熊毛郡北部の向田遺跡(付近に「福井」という地名が残る)を経営していた可能性も想定され<sup>(22)</sup>、そうした活動の延長線上で、中世には柳井津の鑄物師集団と関わりを持つていた可能性も十分ある。そうした場合、中世史研究の分野で強調される山伏と鉦山開発・経営の密接な関係が注目されてくる。険しい山々を渡り歩き、呪力を用いて聖なる鉦脈を探して回る存在としての修験者である<sup>(23)</sup>。彼らの協力を得るために、大中臣氏が何らかの交渉を持ちかけ、最終的に山伏の集団が都濃郡に根を下ろして活動するようになるという筋道が想像されるのだが<sup>(24)</sup>、いかがだろうか。山伏と都濃郡の関係については、また後で触れたい。

### 第三節 内藤系図の史料性と草創期の内藤氏

本節では、先に言及した系図類について、もう少し具体的に検討しておこう。現存する内藤氏の系図は、おおよそ二類型に分類できる。ひとつは、藤原秀郷の子孫と称するもの(内藤系図①)、もうひとつは、藤原道長の子孫と称するもの(内藤系図②)である。二種類のうち、本稿で検討対象とするのは後者である<sup>(25)</sup>。

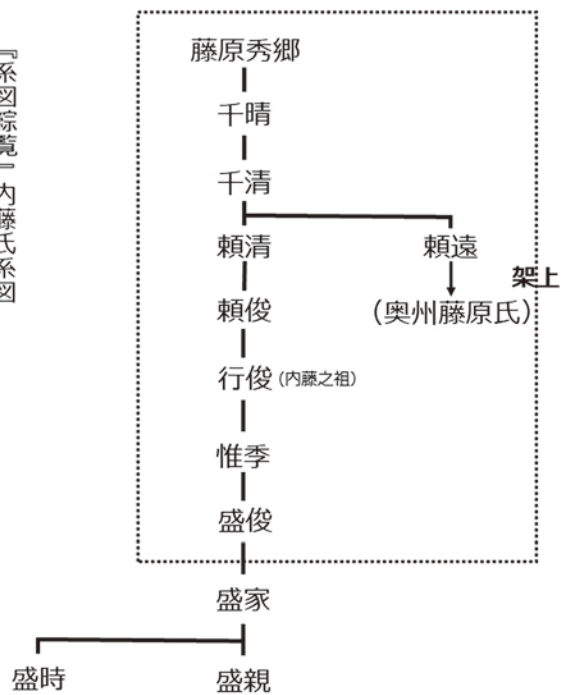
というのは、関連史料を見る限り、内藤氏の初期の主要活動拠点に周防国が含まれていたことは間違いなく、その種の情報を含む前者の形態が、より古態を反映するものと考えられるからである。前者は、後者の古いバージョン(恐らく現行のものよりも古い世代について詳細な情報を含む)をベースに、瀬戸内海方面の情報の削除して、新たに藤原秀郷や奥州藤原氏などのつながりを付加したもので、そうした特徴からすると、中世の東国武士団で作成・利用された系図と推定される<sup>(26)</sup>。

ただし前者に見える情報も、すべてが史実というわけではなく、これもいわ

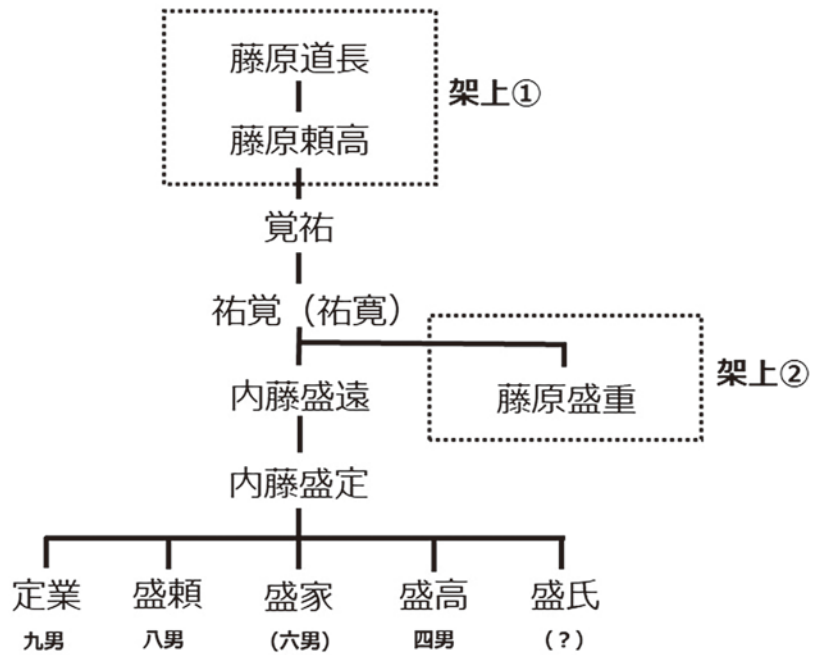
参照…『尊卑分脈』左大臣魚名公五男藤成流



『系図綜覧』内藤氏系図



内藤系図①



内藤系図②

ゆる假冒系譜<sup>(26)</sup>の一種である。この手の系図を検討する場合、架上(本来は無関係な系図を接続する行為)部分(↓接続箇所)の把握が必要となる。内藤系図の場合、いずれも大きく二箇所で架上がなされている。この二箇所の架上が同時に行われたのか、あるいはどちらかが先行するのか、決定的な判断材料はない。ただし二箇所の架上は、それぞれ血縁関係のない別の藤原氏一流(摂関家の藤原道長流と、院の近臣の藤原盛重流)を対象としており、架上作

業自体から矛盾が生じていることを踏まえると、別の段階で行われた作業である可能性が高い。

このうち、藤原盛重流との接続については、たとえば「盛重」項に「石見・相模・信濃・越後・飛騨・筑後等之守護代」を勤めたと説明される点が参考になる。盛重が平安後期に石見・相模・信濃などの受領(国守)を務めた史実は確認されるが、これらの履歴を「守護代」と変換して記載するところからは、この部分が鎌倉期以降に架上された可能性をうかがわせる。一方、藤原道長流との接続は、さらに後の時期の作為であろう<sup>(28)</sup>。

ところで架上の目的だが、道長流との接続は、貴種との関係を主張すること、もともと「藤原」姓であったのが、のちに内藤姓になったという筋の説明のためであろう。一方、盛重流との接続は、史実の反映と推定される(詳細は後述)。

ともあれ、このように二箇所の架上部分(藤原道長流と盛重流)の存在を確認したうえで、これを除くとコアな部分が残る。そこで以下、草創期の内藤氏の実態を解明するための基礎作業として、このコアな部分の情報について検討していきたい。

具体的には、系図冒頭の「藤原道長―藤原頼高―覚祐―祐覚―内藤盛遠―内藤盛定」という人びとのうち、末尾の内藤盛定については諸史料から実在の人物と確定できる。そこで、とりあえず道長を除く盛定以前の四名について、順に検討していこう。

まずは、藤原頼高について。系図によれば、この人物は藤原道長(九六六―一〇二七)と源高明(九一四―九八三)女の間生まれた子で延久四年(一〇七二)に六二歳で死去している(防長・山口)。系図の記載から逆算して一〇一〇年頃の生まれとすると、源高明が晩年七〇歳頃につくった娘が三〇歳頃に生んだ男子ということになり、不可能ではないが、違和感はない。極官が「右少将」(防長・山口)というのも、六〇歳すぎまで生きた道長の子として、さらには卑母でもない条件下では考えにくい。他の史料に一切見えない人物であることも踏まえると<sup>(29)</sup>、盛定息の盛高・盛頼あたりの名前から造作した架空の人物と考えるのが妥当だろう。

つぎに、覚祐については、

悪禪師。号「山悪禪師」。配「流備前国見島」(統群)

号「山悪禪師」。謫居備前児島。又曰「児島悪禪師」(防長)

号「山悪禪師」。謫居備前児島。云「児島悪禪師」(山口)

などの情報が伝わっている。悪禪師の「悪」は院政期から中世の諸史料に散見される表現で、「その人が抜群の能力、気力、体力を持っていて恐るべきであることを表わす」(『日本国語大辞典』)接頭語である。「山」の悪禪師というのだから、延暦寺の関係者ということになる。この人物が、何か問題を起こして「配流」・「謫居」した先が、児島(備前国)という筋になる<sup>(30)</sup>。備前国児島は中国地方における修験道の中心地で<sup>(31)</sup>、十一世紀末頃から、延暦寺はこの地の山岳寺院を末寺に組み込む動きを見せ始め、僧侶の派遣などを行っている<sup>(32)</sup>。そうした情報を念頭に置くと、十一世紀代に生きた藤原頼高の息子(↓十一世紀後半から十二世紀前半が活躍時期か)が延暦寺から児島に赴いたという説明は、何らかの史実を前提としている可能性も想定できる。そのつぎの祐覚(統群では「祐寛」)については、

号「伊予内供奉」(統群)

号「伊予内供奉」／初為「山伏」遍歴諸国。而留于周防国末武莊。莊主福井檢校大中臣光忠、以「其女」妻之／死去年月日不知(防長)

始山伏也。遍歴諸国而留于周防国末武莊。莊主福井檢校大中臣光忠、以「其女」娶之。号「伊予内供奉」(山口)

などの情報が伝わっている。これによれば、大中臣光忠の娘を娶るまえの、彼の活動範囲は「伊予」を中心とする諸国ということになる。父「覚祐」の活動拠点(備前国)を出発点として、児島の修験者集団との関わりから、瀬戸内海のほぼ対岸にある伊予国<sup>(33)</sup>における修験活動を生業とし、最終的に周防国に定住したという経緯が描かれている。

このように見てきた覚祐・祐覚の二人だが、海外も含め諸史料に散見される僧名である<sup>(34)</sup>。そうした点で、名前から特に違和感を感じる訳ではないが、この親子は単に文字をひっくり返した架空の人物ではないかとも思われる。ただし、道長流の系図と自身の先祖を結ぶ間に、唐突に二代の山伏(修験者)を挟み込む作爲から、内藤家のイメージに何らかのプラスの効果が生じるとは考えにくい。また備前国や伊予国での活動を強調する意図についても、考えてみる必要がある(この点については、第五節で後述する)。少なくとも、①先祖は宗教者として瀬戸内海各地で活躍していた時期がある(↓「覚祐—祐覚」の

部分の生成)、②本姓は藤原氏で、現在は内藤を名乗っている(↓道長流を架上)という情報は、系図作成時にゼロから造作したものでなく、一族内では史実と見なされていた可能性が高いのではなからうか。

さて人名を造作するに当たったの典拠としては、覚祐の「山悪禪師」という延暦寺との関係を示す呼称や、祐覚の「内供奉」を勤めたという説明から、南北朝の武闘派の僧侶で、南朝方を支援して十禪師<sup>(35)</sup>の地位を得た延暦寺の「祐覚」が推定される<sup>(36)</sup>。この推定が正しいとすれば、周防内藤氏の系図が現状のような形態を採るに到ったのは、南北朝以降の可能性が高いことになる(なお、備前児島の修験者が「覚」字と縁があることについても後述する)。

以上のように、最大限、系図の情報を史実として認めた場合、前節で検討したような受け入れ側(大中臣氏)の判断もあって、山伏集団が周防国都濃郡で活動を活発化した結果、内藤氏という武装集団が成立したという筋が読み取れる<sup>(37)</sup>。実際、都濃郡は、周防国内で靈山(太華山・四熊山・金峰山など)や山伏寺が集中する地域である<sup>(38)</sup>。とくに熊毛郡北部から玖珂郡南部にかけての地域は、平安期の山岳寺院である東千坊山庵寺(熊毛郡田布施町)などの存在からも、古くから山岳信仰と深い関わりがあることが確認できる。この地域に延暦寺領の高水荘(熊毛郡と都濃郡の境あたり)があるのも、そうした関係からかもしれない。ともかくも、平安後期における山伏勢力と大中臣氏(旧来の国衙在庁)の協力関係の構築が、内藤氏を生み出す淵源となったという筋自体は、一定の史実を反映している可能性が高いように思われる。

つぎに、系図上で内藤氏の初代とされる「盛遠」について見ていこう。彼をめぐっては、

従五位下筑前守／鳥羽院御宇、初賜「内藤之氏」。母同「盛重」(統群)

筑前守 従五位下／鳥羽院賜「内藤氏」。死去年月不知。母 大中臣光忠女(防長)

筑後守 従五位下／鳥羽院御宇賜「内藤氏」。母盛重同(山口)

などの情報が記載されている。このうち「母同盛重」(統群・山口)という記載は、母が大中臣光忠女という意味である(「盛重」は系図の架上部分に見られる実在の人名だが、詳細については第四節で後述する)。この部分に見える情報は、藤原を本姓とする家が、鳥羽天皇(一一〇三—一一五六)の時代に



「内藤」を名乗るようになったという説明に限られるが、この「盛遠」が内藤氏の系図以外では確認できないことも踏まえると、実在の人物と判断するのは躊躇される。あるいは、「先祖のなかに内舎人<sup>(39)</sup>の任官者がいる」という伝承を、遠藤盛遠(文覚)あたりの名前を参考に人物化したものかもしれない。

なお系図では、この内藤盛遠を前述のように藤原盛重という実在の人物の同母弟としている(架上部分)。しかし系譜の記載に見える「鳥羽院」の天皇在位期間(一一〇七―一一二三)が盛遠のおもな活躍時期とすれば、十一世紀中頃の生まれで一一三〇年代に晩年を迎える盛重の同母弟とするには、年代のずれが目立つ。この点は、系図架上で生じた矛盾の一種と考えるべきだろう。ただし後述するように、院政期の内藤氏と八条院(鳥羽院の女)との関係を示唆する情報の存在も踏まえると、実際に先祖の一人が鳥羽院の周辺と何らかの関係を持った可能性はあるかもしれない。

このように、道長以降の藤原頼高―覚祐―祐覚―内藤盛遠の四代については、関係史料が乏しいこともあって、架空の人物、あるいは実在性が疑われる人物と評価せざるをえない。ただし系図上で内藤を名乗る人物のうち、初代の「盛遠」を除き、つぎの「盛定」については、前述したように「建久二年(一一九二)二月十日石清水八幡宮寺別當下知状」(『鎌倉遺文』五〇八)に「件盛家：父盛定之時」という史料から実在が確認できる。つまり系図類と同じく、内藤盛家(一一三九―一二二七)<sup>(40)</sup>の父として名前が見えるのである。

内藤盛定については、従来、この史料や内藤系図から、平安後期の周防国における活躍が推定されるに留まるが、実はほかにも関連史料がある。以仁王の乱(一一八〇年)の際、源頼政の麾下に加わって戦死した人物のリストの中に、以下のような人名が見えるのである。

『山槐記』治承四年(一一八〇)五月二十六日条

後聞、被<sub>レ</sub>切<sub>レ</sub>頸<sub>レ</sub>輩

檢非違使左尉 平 景高切七人

頼政法師

源勸(字佐知、源太)

小藤太重助(同男)

字藤次(兼綱三郎子)

源仲家(八条院藏人、帯刀先生義方子)

内藤太守助(内藤馬允守貞男)

安房太郎(下総国住人)

本日条の情報は口頭報告をメモした聞書の類を情報源としたらしく、藤原景高を「平景高」と記載したり、源義賢を「義方」と表記するなど(後略部分)細部の誤りも目立つが、本稿の問題関心からは注目すべき情報を含んでいる。「内藤太守助(内藤馬允守貞男)／小藤太重助(同男)」という部分である。ここに記された情報によれば、内藤守貞―守助―重助という三代に渡る血縁関係が確認できる。このうち「守貞」という人物が、内藤盛定と同一人物である可能性は、時期的に見ても高い。守貞―守助と親子で「モリ」と訓読する文字を共有している点や、馬允という彼以降の内藤氏の人びとが名乗る傾向にある肩書き<sup>(41)</sup>を持つている点などからも、こうした想定は成り立ちうるのではないか。

内藤守助(おそらく「太」という呼称からすれば、守貞Ⅱ盛定の長男だろう)・重助親子が、以仁王の挙兵に参加していたことは、『源平盛衰記』(巻一五)の「大夫判官郎等、小源太嗣・内藤太守助・小藤太重助・源次加を始として五十余騎」という記事からも確認できる<sup>(42)</sup>。ここで彼らを率いていた「大夫判官」とは、源兼綱(頼政養子)のことである。兼綱も同日条で「檢非違使藤原忠綱切四人」の一人としてリストアップされており、現場で戦死したことが確認されるが、その彼に率いられて戦場に向かった主要人物の一員として内藤親子の名が挙げられているのである。反平家の烽火を上げることになった以仁王の乱で、長男親子が主要メンバーとして活躍したとなれば、幕府成立後の内藤氏の立ち位置が相当に向上したであろうことは想像に難くない。

ここで、もう一つ注目されるのは、反乱に参加した勢力の多くが八条院(鳥羽院の女、後白河院の妹)の關係者と推定される点である<sup>(43)</sup>。八条院の乱への態度については論者によって想定に違いがあるとはいえ、内藤親子を率いて戦場に向かった源兼綱にしても、院と深い関係を持った人物だったことは間違いない<sup>(44)</sup>。内藤親子がこうした人物に率いられて乱に参加している以上、両者間には密接な関係が存在した可能性は高い<sup>(45)</sup>。おそらく内藤親子は以前から八条院に出仕し、その過程で源頼政―兼綱らとつながりを生じるに到ったのであろう。そうした人間関係と、一族の長である守貞Ⅱ盛定がまったく没交渉だったとは考えづらく、彼自身も関与していただろう。とすれば盛定も平家による追捕は免れ得ず、しばらくは身を隠さざるを得なかった可能性が高い。そうした経験が、内乱末期の周防国における反平家活動につながるの、自然

な流れである。

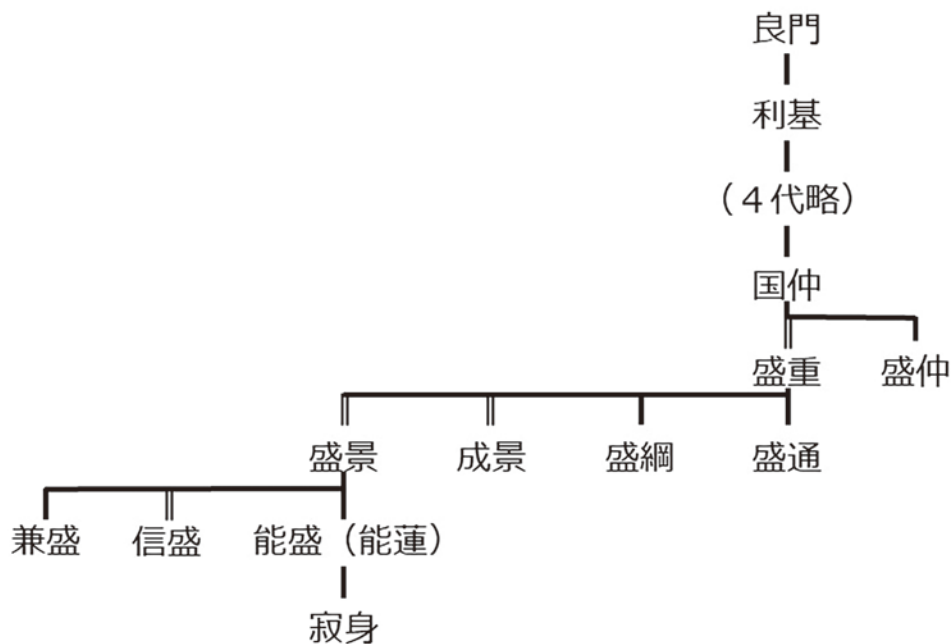
なお盛定の子としては、のちに事実上の嫡男となる「内藤六（盛家）」（『吾妻鏡』元暦二年（一一八五）正月六日条）のほか、もろもろの内藤系図によれば盛氏（生誕順は不明）・盛高（四郎）・盛頼（八郎）・定業（九郎）などが知られる。最終的に「六」（六男）が後を継いだことも含め、兄弟の前半の人びとが姿を見せないことと、長男親子（守助・重助）らが内乱初頭で戦死したこととの関連を見いだすのは、行き過ぎではなからう。長男だけでなく、次男以下複数の子息が内乱期に戦死している可能性が高いのではなからうか。

#### 第四節 内藤氏と中央政界 藤原盛重流との関係

前節では、内藤系図に二箇所の架上部分があり、そのうち藤原盛重流との接続は一定の史実に基づいている可能性を指摘した。本節では、この点について具体的に見ていきたい。

先祖を仮冒する際、内藤氏が「内藤」を名乗るゆえんとして、藤原氏と接続する必要があるのはいうまでもない。しかし藤原氏の諸流のなかでも、藤原良門（北家冬嗣の六男）の子孫に当たる盛重と、系譜を接続させた理由はどこにあるのだろうか。彼らは、高位・高官などといった目立つ履歴を持つわけではない。盛重の場合、極位は従五位上で、信濃・相模・石見・肥後などの諸国の受領を歴任した、いわゆる典型的な受領層に属する人物である。こうした人物と系譜を接続（架上）しても、内藤氏側に大きなメリットが生じるとも思えない程度の官歴である。

しかし実際の架上を見る限り、周防国に拠点を置く内藤氏が、都にいる藤原盛重流の存在を大きく意識していたと考えざるを得ない。その理由を考えるにあたり示唆的な情報が、『尊卑分脈』<sup>(46)</sup>の「盛重」項に付された「周防国住人。童形之時、候<sup>二</sup>北面<sup>一</sup>。白河院御寵童。元服之後近習」という説明である。同様の情報は、『十訓抄』（第一五一）の「肥後守盛重は周防の国の百姓の子なり」という説明からも確認できる<sup>(47)</sup>。



藤原盛重の関連系図



盛重は周防国の出身者で、幼いときに上京して中央政界で活躍した人物だった。盛重流藤原氏と周防内藤氏は同国の出身であることに加え、両者が「盛」字を通字として長年にわたり継承するという傾向も踏まえると、内藤系図の主張するように親戚関係にあるのだろうか。結論からいえば、その可能性は低い。先に触れた系図の接続箇所的年代的な齟齬も看過できないし、両者の間の血縁関係を示す情報が系図以外に皆無である。

ただし、単に同じ周防国出身者としての親近感から系譜を接続させたというような単純な理由ではなく、実際に一定の関係が存在した可能性は高い。この点について、具体的に検討するには、前節における検討成果を思い起こす必要がある。以仁王の乱の際、源兼綱に率いられて戦場で散った内藤太守助・小藤大重助の親子が、内藤系図のなかで実在が確認できる最古の人物である内藤盛定の長男と考えられることや、彼らが八条院の関係者である可能性については、先に触れたとおりである。

この点と関連して注目されるのは、藤原盛重流の人びとが代々の治天の君（白河・鳥羽・後白河）の近臣として勢力を振るっていた事実である。以仁王の乱の当時、活躍していた盛重流の人物としては、信盛・兼盛・能盛などの兄弟が挙げられる。このうち藤原信盛は、後白河院の北面の一員であった<sup>(48)</sup>。彼が、以仁王と関係が深い八条院とも密接な関係を築いていたことは、以下に挙げた八条院関連文書（侍所への見参者の名前を列挙した注文）のなかに、その名が見えることから確認できる<sup>(49)</sup>。信盛のこうした立ち位置からは、彼が八条院と内藤氏の間を取り持った可能性も考えられよう。

・「寿永元年（一一八二）七月五日 八条院侍所見参注文」（『平安遺文』四〇三四）

侍所見参

四日

元忠 以孝 信盛 俊兼 公朝 俊宣 親能 高通 清憲 章清 清元

政経 康経 尚家

已上十四人

（中略）

寿永元年七月五日

藤原兼盛も、後白河院との密接な関係を確保している。とくに治承三年の政

変を引き起こす直接のきっかけとなったのは、後白河院が兼盛を「白川殿倉預」に任じたことだった（『玉葉』治承三年（一一七九）十一月十五日条）。この任命が、院による平盛子（藤原基実妻・平清盛娘）の遺産接收を意味していたこともあって、これに対する平清盛の怒りは激しかった。結局、クーデターを起こした清盛によって、兼盛は「被<sub>レ</sub>切<sub>レ</sub>手了」（同十一月二十三日条）という私刑を受ける羽目に陥っている。同時に、叔父（盛重の猶子）の西景（藤原成景）の管理する院の倉庫も平家に接收され、西景自身も追捕の対象とされてしまう<sup>(50)</sup>。いずれも、後白河院との関係が近かったために生じた災難といえよう。

藤原能盛については、同時期に同名の人物（平家の家人）がいて紛らわしいが<sup>(51)</sup>、左衛門尉・檢非違使などを歴任したのち、出雲守を経て周防守（治承元年に遷任）となっている。ただし彼の場合も、治承三年の政変で周防守を解官されており（『玉葉』・『山槐記』治承三年（一一七九）十一月十七日条）、院権力の中核に位置していたことが推定される。晩年は「周防入道能盛」と名乗っているので、それ以降は官途に就かなかつたのだろう。なお彼は、兄弟のなかでも『梁塵秘抄』（巻一〇）で三ヶ所に登場することや、各種和歌集への作品掲載などから、文事に堪能というイメージが強い人物である<sup>(52)</sup>。

ところで、この世代の盛重流の人びとの活動で注目されることの一つに、周防守を歴任している現象が挙げられる。先に挙げた能盛だけでなく、『尊卑分脈』の「兼盛」項に「周防守」とあるところによれば、弟の兼盛も周防守を勤めていたことが分かる。当時の周防国は院分国なので<sup>(53)</sup>、後白河院の意図を反映した人選と推定されるが、こうした人事は盛重流の人びとと周防国の関係が、盛重の上京後三代を経た院政末期にまで及んでいたことを示している<sup>(54)</sup>。このような人事は、周防国を管理する<sup>(55)</sup>盛重流の役割が、当時の京都の政界で大つばらに認められていた証と考えられよう。

以上のように見てくると、内藤氏の後白河院周辺との関わりは、盛重流を介したものである可能性が高いと思われる。この時期の内藤氏は、おもに周防国都濃郡を本拠地として活動していたのであろうが、周防国が院分国だからといって、彼らが自力で直接、院権力と結びつくような契機は見いだせない。両者の間には中央側で院権力と結びつく媒介項が必要なはずで、それが盛重流の藤原氏と考えられるのである。

なお以上の想定と関連して、先行研究のなかには「盛重の意識の中には、(平) 忠盛らの如く武職を掌握し、家子郎等を以て武官に推挙してゆき、公的武力機構の掌握を通じて武力の組織化を意図する動向は見られない」<sup>(56)</sup>と想定する論者もある。こうした理解は、出身国(周防国)の現地有力者らを、「盛」字の共有などの手段で擬制的な一族関係の元に組織していた(詳細は後述)という本稿の想定と異なる。

史料不足もあって、盛重流の人びとが、配下の人びとに官職を供給していた確実な証拠は提示できないが、前述の系図類で「盛遠」以降に内藤を名乗るようになった(Ⅱ内舎人に任官した)という情報や、『山槐記』にみえる内藤守貞の「馬允」という肩書きなどは、内藤氏が独力で入手したものは考えにくい。たしかに、盛重流が源・平のような全国レベルの武士団組織を実現できていないのは確かだが、この点については盛重自身に「武力の組織化を意図する動向は見られない」のでなく、政界上層部の側に、彼をそういう方向に育て上げていく意図がなかったと理解すべきではないか<sup>(57)</sup>。おそらく、そうした背景もあって、盛重流が配下に組織する対象が、源・平の場合のような畿内近国ではなく、遠方の出身国に限られる結果となったのであろう。

このように考えると、内藤氏が系図上で盛重流との関わりを強調する理由も見えてくる。南北朝期以前の内藤氏にとって、周防国内に限定されない京や諸国における諸活動の淵源は、藤原盛重とその子孫たちとの関わりから中央政界に進出したところにはじまる。そうした誇るべき履歴の第一歩を記録しようとする試みが、両氏の系譜上における接続なのではあるまいか。中世の武士団の系図のなかには、自家とかつての主筋の系図とを接続するケースが見られる<sup>(58)</sup>、内藤系図もそうした一例なのであろう。

最後に、以上の考察と関連して、藤原盛重流と周防内藤氏で「盛」字を通字として共有し続ける現象についても考えておこう。盛重流では院政期の三代にわたり、主要構成員のほとんどが「盛」字を共有しているし、内藤氏の場合は鎌倉期に到っても「盛」字を通字として利用し続けている。こうした現象を、前者から後者への影響の結果と考えることに異論はなかろう<sup>(59)</sup>。問題は、どのようなプロセスを経て、通字の共有が実現したのかであるが、両氏の間に擬似的な血縁関係が設定された結果ではなかろうか。実際の養子関係や婚姻関係が結ばれたかどうかはともかく、通字の共有によって一定の関係性が生

じた可能性は高いように思われる。

そもそも通字の共有は、集団としての意識を共有し、団結するための方法である<sup>(60)</sup>。もともと一般的なものは、相模三浦氏の「義」・両総平氏の「常」・伊豆伊東氏の「祐」など、実際の血縁者間で一字を共有する方式で、通常は同じ漢字が数世代にわたって受け継がれていく。一方、元服の際に上位者を烏帽子親などとして、その偏諱を拝領する(一字拝領)方式もある<sup>(61)</sup>。この場合は集団の枠を越えての通字の共有という点で盛重流—内藤氏の事例とも類似するが、一代限りの文字共有なので、世代交代毎に関係性を再構成する必要が生じる。この他、いわゆる「党的武士団」と称される非血縁者も含めた擬制的な血縁集団(湯浅党・武蔵七党ほか)を形成・維持する際、独自ルールに基づく命名方法を共有する場合がある<sup>(62)</sup>。たとえば、いわゆる松浦党の構成メンバーは、源・平のほか、大江・清原・藤原などさまざまな出自からなるが、党として行動する際には同一ルールに基づく名前(一字名)を名乗ることと連帯感を維持している<sup>(63)</sup>。

最後の事例などは、非血縁者との紐帯強化を目的とした命名方式の共有という点で、藤原盛重流と内藤氏の関係に近いものがある。実は、平安後期から鎌倉初期にかけて、同じ周防国の多々良氏も、たとえば当主の名では「貞盛—盛房—弘盛—満盛」と「盛」字を通字として利用し続けている。また、この傾向は同世代の傍流へも拡散している<sup>(64)</sup>。つまり、通字として「盛」字を使用する傾向は、平安後期までさかのぼる周防国の現地勢力の系譜二種(大内系図・内藤系図)に共通してみられる現象なのである。こうした現象が偶然と考えるのは難しく、彼らが中央の盛重流を中心とする擬制的な同族関係に包摂されていた可能性を示唆していると理解すべきであろう。

以上の方式に加えて、烏帽子親などの制度も併用し、藤原盛重流が上位で、周防の現地武士団(内藤氏・多々良氏など)を下位とする擬似的な一族関係(俗にいう「親方・子分」の関係)を構築した可能性が想定されるのではなかろうか<sup>(65)</sup>。こうした関係は、盛重流の人びとが中央政界において武力の調達を必要とする局面で利用され、たとえば多々良氏の人びとが鹿ヶ谷事件に連座したり<sup>(66)</sup>、内藤氏の人びとが仁王の乱に動員されたりする結果に繋がったと考えられる。

## 第五節 「系図」と「文書」の間

本節では、これまでの検討の付けたりとして、「内藤家系」(山口)などに見える情報と、それ以外の史料(おもに古文書)に見える情報の整合性について検討しておきたい。とくに中心的に考察するのは、内藤氏と周防国以外の地域との関係である。まず中世の同氏が所持する地頭職を、以下の二通の古文書から確認しておこう。

・「貞和六年(一三五〇)十二月内藤肥後徳益丸代審覚言上状」(『萩藩閩閩録』巻九九一四五)

内藤肥後徳益丸代審覚謹言上

欲<sub>レ</sub>早任<sub>二</sub>傍例<sub>一</sub>、且依<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>、且任<sub>二</sub>当知行旨<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>安堵御下文<sub>一</sub>、備<sub>中</sub>龜鏡上、尾張国浅井郷・周防国周防本郡東方・同勝間村・伊予国成吉別府以下地頭職事

副進  
二卷 右大將家以下御下文手継状案  
六通 御教書并一見状

右所領者、徳益丸重代相待当知行無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>者也。雖<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>進右大將家以下御下文并代々手継状等<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>路次難儀<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>持参<sub>一</sub>間、厚東周防権守令<sub>レ</sub>校<sub>二</sub>正案文<sub>一</sub>封裏、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>注進<sub>一</sub>也。：

貞和六年十二月日

(裏書) 任<sub>二</sub>此状<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>領掌<sub>一</sub>。若構<sub>二</sub>不実<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>重科<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件。

貞和六年十二月廿五日 判(足利直冬)

・「永享六年(一四三四)十月二十三日内藤智得讓状」(『萩藩閩閩録』巻九九一五二)

讓与 智得所領等事

壺所 〔周防国本郡小周防地頭職事〕陶山佐渡守跡・横山跡・杉加賀守知行分笠野村除之

壺所 同国勝間村

壺所 伊予国成吉別府

右所領者、智得為<sub>二</sub>本領<sub>一</sub>知行無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>者也。相<sub>二</sub>副代々將軍家御判<sub>一</sub>、美濃守盛貞所<sub>二</sub>讓与<sub>一</sub>也。次盛信所々知行分事、若有<sub>二</sub>不調之儀<sub>一</sub>者、盛貞可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>

知行<sub>一</sub>者也。仍為<sub>二</sub>後日<sub>一</sub>龜鏡之状如<sub>レ</sub>件。

永享六年十月廿三日 智得(判)

これらの史料によれば、内藤氏が周防国だけでなく、尾張国・伊予国なども地頭職を保持していたことが判明する。これらと関連する情報は「内藤家系」(山口)にも、多数見えるので、適宜対照していきたい。なお中世初期には、これらに加えて近江国や備前国にも所領を有していたが、分割相続などの結果もあって、次第に本家の管理下から離れていったようである<sup>(67)</sup>。実際、貞和六年の文書と永享六年の文書を比較すると、この間に尾張国の所領が失われていることが分かる。

まず尾張国「浅井郷」(同国中島郡)の所領は、「内藤家系」で「浅井・牧野両郷」・「浅井庄」(山口)などとされるものと同じ実態だろう。「内藤家系」では、盛家の代に「母慈妙尼之讓」で入手したと説明される。牧野(海部郡、現在の津島市牧野町)・浅井(中島郡、現在の稲沢市浅井町)はいずれも尾張国西部に位置している。これらの領地と、頓宮盛氏<sup>(68)</sup>が地頭職を保持する尾張国長岡荘(中島郡・近衛家領、『鎌倉遺文』七四三六ほか)との先後関係は不明だが、中世初期の内藤氏が尾張国西部から近江国東部にかけて勢力圏を保持していた可能性が推定される。おそらく「慈妙尼」(盛家母)という人物は、内藤氏がこの地域と関係を持つ際、現地の有力勢力と同盟関係を結ぶに当たって婚姻を結んだ人物なのだろう。ただしこの点は、周防国に定着する過程について、系図では大中臣氏の娘と婚姻したと説明されていたこととの類似性が気に掛かる。

つぎに伊予国と内藤氏の関係だが、まずは系図上で先祖とされる祐覚が「伊予内供奉」と呼ばれていたことが注目される。このこととの関係は不明だが、中世の内藤氏が「重代相待当知行」していた所領の一つとして、伊予国に「成吉別府」がある。別符とは、公領・荘園内で一部の徴収物を私領主に別納させる制度である<sup>(69)</sup>。「成吉」という呼称からして、当初は吉称を付した「名」が、のちに別名化したものだろう。この別符の所在地について、従来は不明とされてきたが、伊予稲荷神社(伊予市稲荷)の境外末社だった成吉神社(現在は伊予市本郡に所在)<sup>(70)</sup>の存在から、伊予国伊予郡にあった可能性が高いと推定される。すべての情報を総合的に理解しようとすれば、平安後期における先祖の活動から伊予国に所領を確保したという筋になるが、あるいは



所領の由来を後付けの理由で説明するために「祐覚」という人物を造作した可能性も棄てきれない。

さいごに、備前国と内藤氏の関わりについて。両者間の関係を示す初期の史料は、系図上で覚祐という僧侶が備前見島に流されたという記事である（前述）。これに続く情報としては、「山口内藤家系」で、盛親（盛家息）の項に「子孫、留備前国福岡」とあるところが注目される。実際、鎌倉初期から南北朝にかけて、福岡荘（備前国上東郡）に、頓宮氏（内藤氏の支流）が地頭職を保持していた<sup>(71)</sup>。彼らは、平家没官領の同荘地頭職を得て、同地に移住した盛親の子孫なのだろう。福岡荘の地頭職を失った南北朝期の段階でも、『太平記』巻八（四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇力事）には、「備中<sup>(72)</sup>国の住人頓宮又次郎入道・子息孫三郎、田中藤九郎盛兼・同舎弟弥九郎盛泰と云者也。我等父子兄弟、少年の昔より…」とあるように、支族のなかには「盛」字を通字として使い続ける流れが継承され、その後も備前焼の窯元（備前六姓）の一つとして続いていく。

内藤氏とこの地域の関わりは、もう一つ確認できる。南北朝期の当主である内藤盛秀が早死にして「本家断絶」となった際、「初者備前国住人」（山口）の勝間田忠盛が内藤家に養子として入り、内藤盛信を名乗ったのである。突然、何の関連もない家から養子が来るわけもないから、備前国の勝間田氏は内藤氏の支流の一つと考えるべきだろう<sup>(73)</sup>。

勝間田氏は、勝田郡勝間田（備前国から分かれた美作国<sup>(74)</sup>）を名字の地としつつ、代々「備前守」を名乗るところから、美作・備前両国を活動範囲としていたと推定される勢力である。美作国の勝間田<sup>(75)</sup>は中国地方でも指折りの修験道の盛んな地域で<sup>(76)</sup>、系図上で内藤氏の祖にあたる祐覚らが居住した備前見島（中国地方の修験道の中心的位置付けにある「五流修験」の本拠）と深い関わりを持つ点は注目される<sup>(77)</sup>。これらの情報を総合的に理解しようとするれば、内藤氏は備前に拠点を置いていた覚祐の世代から、中世以降に到るまで、備前・美作・伊予・周防などの瀬戸内海沿岸地域で活動していた修験者の集団を母体としていたことになるが、現存する内藤氏の関連文書のかなに、その種の活動の痕跡が見いだし得ない点は気に掛かる。

以上の分析からは明確な結論が出なかったが、系図に記載された情報がどの程度史実を反映しているのかについては、歴史学の研究分野においても真剣に

取り組むべき課題である。今回検討した事例の場合、系図に見える情報（とくに地名）が、史実として伝承された情報を一定程度は反映しているのか、あるいは系図作成時点で手元にある古文書類に見える地名との整合性を考えて創作されたストーリーなのか、結論の出ない部分が多かった（おそらくは、両要素が入り交じっているのだろう）。個人的には、すべてが後付けの情報とも思えず、とくに院近臣の藤原盛重流との関係や、山伏との関わりなどについては、一定の史実を反映した情報と見なしてよいのではないかと考えている。

#### おわりに

中世後期以降、大内氏の傘下に入り<sup>(78)</sup>、大内氏の滅亡後は毛利氏の家臣として長らえてきた内藤氏だが<sup>(79)</sup>、本稿で見てきたように、中世前期までは周防国内にとどまらない独自の活動を続けていた。古代後期の段階、周防国内における新興勢力だった内藤氏は、旧来の大中臣氏・周防氏などの勢力圏を吸収する形で周防国東部地域で台頭しつつも、中世中期までには周防国西部を勢力圏とする大内氏の傘下に入ることを余儀なくされたと考えられる。

現在の我々から見れば、本稿で検討対象とした内藤氏と、一時は西国最大の大名まで上りつめた大内氏とでは伝統の厚みも違うし、前者が後者を凌駕することなど考えにくいようにも思われる。しかし院政期の両氏は、藤原盛重流に仕える形で中央での積極的な活動をはじめると、地方有力者としては異例の形態を採っていたライバルである。また鎌倉期には、内藤氏の方が幕府に重用される時期も認められるなど、大内氏の優越は必ずしも決まり切ったゴールではなかった。両者の差を明確にした背景は、大内氏が国衙在庁として培ってきた数百年に及ぶ安定的な権威と、新興勢力の間にある地力の差だけではないように思われる。

瀬戸内海周辺に限らず、京都・近江国・尾張国などにおける活発な活動により、内藤氏の地歩を高めた立役者は盛定―盛家親子であるが、盛家の五代後の盛秀は天折してしまう。彼の死により内藤家は「本家断絶」（山口）となり、勝間田氏（備前国）から養子が入った。このアクシデントを契機として、同家の家運の傾きが顕著になったのではなからうか。

これ以前の代には、尾張国をはじめとする各地の荘園の地頭職に関する記載がさまざまに見えるのに対し、盛信以降の代になると防長二カ国を中心として、

ほぼ大内氏の領国内における活動しか見られなくなる。こうした状況は、勝間田氏から入った養子が、周防国の権益のみを継承したに過ぎず、遠隔地の一族とのネットワークが切れてしまった可能性を示している<sup>7)</sup>。こうした変化こそ、周防内藤氏が大内氏の傘下に入らざるを得なくなった大きな理由と考えられよう。まことに、偶然とは恐ろしいものである。

## 【注】

- 1) 内藤氏が大内氏に臣従した時期以降をおもな検討範囲とする、阿武桂子「中世後期防長両国における内藤氏と大名権力―内藤隆春を中心として―」(『山口県史研究』六、一九九八年)・田村杏士郎「大内氏家臣内藤智得考」(『七隈史学』二〇、二〇一八年)などが主要な成果である。
- 2) 石本成暉「平安末期における周南地方の在地勢力の動向―源平合戦と内藤氏について―」(『山口県地方史研究』七八、一九九七年)・同「古代・中世文書における「妨ぐ」の意味について―源平合戦における周防内藤氏の動向をめぐって―」(『徳山大学総合経済研究所紀要』二〇、一九九八年)。
- 3) 森幸夫「在京人に関する一考察」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、二〇〇五年、初出一九九八年)・秋山哲雄「都市鎌倉の東国御家人」(『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館、二〇〇六年、初出二〇〇五年)など。
- 4) 太田亮『姓氏家系大辞典』(姓氏家系大辞典刊行会、一九三四〜三六六年)・豊田武『苗字の歴史』(中央公論社、一九七一年)。
- 5) たとえば福尾猛市郎『大内義隆』(吉川弘文館、一九五九年)が、「源平時代以来、都濃郡の名族」と想定する。一方、木村忠夫「内藤氏」(山口県教育会編『山口県百科事典』大和書房、一九八二年)は、「周防へ移住したのは、蒙古軍にそなえて鎌倉幕府が西国に所領をもつ東国御家人に西国移住を命じたため」という想定を示す。また『世界大百科事典』(平凡社、一九七〇年)の「内藤氏」項も、もともとは「東国に本拠をもち京都に出仕する武士だった」とする。
- 6) たとえば石本注2前掲論文は、源氏側に立っての活動とする。これと関連して、源平合戦期の周防国東南部の動向については、谷林博「軍記・伝承より見たる源平周防の国の合戦―壇の浦で滅亡直前の戦い―」(『谷林博遺

稿集』谷林チサト、一九八六年、初出一九六九年)も参照。

7) この史料については、福田豊彦「六条八幡宮造営注文」と鎌倉幕府の御家人制」(『中世成立期の軍制と内乱』吉川弘文館、一九九五年、初出一九九二年)を参照。

8) 森注3前掲論文。

9) ただし中原師茂は平治元年(一一五九)に周防介(「保元四年大問書」・『外記補任』平治元年条)を勤めたほか、外官の履歴は確認できず、師茂息で摂津守などを勤め摂津氏の祖となった中原師員(一一八五〜一二五一)の事績との混同があるのかも知れない。

10) 鎌倉前期における内藤氏の活動実態については、秋山注3前掲論文を参照。

11) 因幡局は、『吾妻鏡』建暦三年(一二二三)五月七日条にみえる將軍御所の女房。その血縁関係を示す確実な史料は、「元久二年(一二〇五)三月二十二日 後鳥羽上皇院宣」(『鎌倉遺文』一五三〇)で「仁舜」という僧侶が「親母因幡局」と述べているものくらいだが、仁舜と内藤氏の関係は不明である。なお彼女が中原氏の出であるとする、この時期に因幡守を務めた人物として該当しそうなのは、中原(大江)広元(師茂の従兄弟)くらいしか見当たらない。その周辺の人物か。

12) なお「光忠」という名前については、十一世紀代の史料に、寛徳元年(一〇四四)に伊賀掾となった大中臣光頼(『大間成文抄』第一)や陰陽師などである事例がすこしは参考になるかも知れないが、周防国における同時期の同族の名前は確認できない。

13) たとえば、御園生翁甫(同(熊毛)郡宇佐木保上七遠隆」(『大内氏史研究』山口県地方史学会大内氏史刊行会、一九五九年)・河村乾二郎「下松地方の領主たち」(『下松市史通史編』下松市、一九八九年)など。

14) ここで大中臣氏が国衙在庁や有力神祇の神主を占めるあり方は、平安期における地方有力者の一族が国衙・郡衙・有力神社などの要職を分担していた形態と類似する。渡辺滋「日本古代の国司制度に関する再検討―平安中後期における任用国司を中心に―」(『古代文化』六五―四、二〇一四年)などを参照。なお岩熊八幡宮(玖珂郡、現在の岩国市周東町)の「永正十年

(一五一三)十一月二十一日棟札」に見える「施主大中臣女昌泉」も一族とすれば、中世には都濃郡南部から熊毛郡北部・玖珂郡西部にかけて居住していたと推定される。

15) 石清水八幡宮領の全貌については、小川弘和「瀬戸内海沿岸部の荘園制と平氏—石清水領・賀茂社領を中心に—」(『中世的九州の形成』高志書院、二〇一六年、初出二〇一二年)を、また末武荘については大山喬平「国衙領地頭の形態—周防国都濃郡得善・末武保—」(『日本歴史』一五八、一九六一年)・三坂圭治「公領と荘園」(『山口県文化史』通史編)山口県、一九六三年)などを参照。なお瀬戸内海沿岸の石清水八幡宮領が、宇佐八幡宮との間の瀬戸内海航路上の連絡路を意識した設定された可能性については、下向井龍彦「石清水八幡宮寺領安芸国呉保の成立」(『芸備地方史研究』一六六・一六七、一九八九年)を参照。

16) 得善保については、御園生翁甫『防長地名淵鑑』(防長倶楽部、一九三一年)以降、周南市富岡にのこる地字「徳善」を遺存地名とするのが通説である。この想定に対し、木村忠夫「周防国」(網野善彦ほか編『講座日本荘園史』九)吉川弘文館、一九九九年)は富田保の荘域との重複から疑義を唱えるが、いずれにせよ両荘が隣接地に展開していたことは間違いない。

17) 本文書で争点となっている得善保・末武保などに、内藤氏が地頭職を保有していた可能性については、鈴木敏弘「周防国衙領の一形態」(阿部猛編『中世の支配と民衆』同成社、二〇〇七年)を参照。なお盛家は、武蔵国古尾谷荘(石清水八幡宮領)の預所を勤めているので(峰岸純夫「石清水八幡宮領古尾谷荘と内藤氏」『富士見市史』通史編上)富士見市、一九九四年)、同社と一定の関係は結んでいたらしい。

18) とくに、郡司の一種としての検校については、高田実「中世初期の国衙機構と郡司層」(『東京教育大学文学部紀要』六六、一九六八年)・米田雄介「在庁官人制の成立」(『郡司の研究』法政大学出版局、一九七六年、初出一九七一年)・不破英紀「国衙官人郡司制の成立事情」(『龍谷史壇』九五、一九八九年)・森公章「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九九年)などを参照。19) この地名については、「福井」(長門国阿武郡、現在の萩市福栄)にある坂部遺跡で奈良時代に銅精錬が行われていたこととの関係から、平安期の向

田遺跡における銅精錬と関連付ける見解もある(山口県埋蔵文化財センター編『向田遺跡』同センター、二〇〇〇年)。「フキ・フク」吹)から、製錬関係の地名に「福」字が用いられることがあることを踏まえた想定のようにだが、詳細は不明である。ちなみに福〇という地名は、通常、フク↓出っばった場所、あるいはフケ↓湿地を意味する場合が多い(楠原佑介ほか編『地名用語語源辞典』東京堂出版、一九八三年ほか)。

20) 土屋貞夫「防長における鋳物師について」(『山口県地方史研究』七三、一九九五年)。

21) 坪井良平「周防・長門」(『日本の梵鐘』角川書店、一九七〇年)。

22) 向田遺跡からは、精錬炉・羽口・銅滓・酸化銅などが出土している。山口県教育財団ほか編『向田遺跡』(同センター、二〇〇〇年)によれば、長登銅山と比べると小規模で、平安期の在地勢力が私的に操業していた可能性も想定される金属精錬遺跡である。奈良期の段階で「周防国熊毛郡牛嶋西汀」からは銅鉱石の産出も報告されており(『続日本紀』天平二年(七三〇)三月丁酉条)、付近にはその種の伝承も残されている(近藤清石「山口県風土誌」歴史図書社、一九七二年、原著一九〇四年)ように、都濃郡南部から熊毛郡にかけては古代の段階から金属精錬が盛んな地域だった。

23) 井上鋭夫「中世鋳業と太子信仰」(『山の民・川の民』平凡社、一九八一年)・石井進「解説・井上鋭夫『山の民・川の民』」(『石井進著作集』一〇)岩波書店、二〇〇五年、初出一九八一年)・真弓常忠「修験道と鉄」(『古代の鉄と神々』筑摩書房、二〇一八年、初出一九八五年)などの指摘。このほか、若尾五雄「鬼伝説の研究—金工史の視点から—」(大和書房、一九八一年)・同「金属・鬼・人柱その他—物質と技術のフォークロア—」(星雲社、一九八五年)・同「物質民俗学の視点三」(現代創造社、一九九一年)・同「黄金と百足—鉦山民俗学への道—」(人文書院、一九九四年)などでも、修験者と鉦山経営の関係が詳細に述べられている。

24) 以上のような想像をする場合、阿武注1前掲論文における内藤氏と鋳物資源の関係を重視する見解は興味深い。

25) 行論の都合上、後者の系図について「内藤家藤原姓」(山口県文書館所蔵「山口内藤家系」所収)を底本に、「寄組内藤家」(『近世防長諸家系図総覧』所収)・「内藤系図」(『統群書類従』巻一四九)などで対校したもの



を掲げておく（以下、それぞれ防長・統群・山口などと略称する）。三種のうち防長・統群は、特に前半部分が略系図に近く、直系の人物以外については、ほとんど記載がない（このうち後者については、石井英雄「内藤系図」（『群書解題 一』）統群書類従完成会、一九六二年）も参照）。一方、山口は、傍系も含めて、それなりに詳しい情報が記されている。ただし本稿の対象とする範囲では、一部の人名表記を除き、世系に違いは見られなかった。なお系譜の所在については、和田秀作氏（山口県文書館）のご教示を得た。

26) 後者の具体例「内藤氏系図」（『系図綜覧』所収）は、三河国の内藤氏の系図である。内藤義概（磐城平藩主）の序には「以三秀郷<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>祖、作<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>配分之」と記されるとおり、藤原秀郷を祖とし、七代を経て「盛俊―盛家」と接続する。藤原盛俊という人物は『中右記』嘉承二年（一一〇七）十月十二日条・天永三年（一一二二）二月九日条に滝口などとして見えるが、盛家（一一三九―一二二七）の父としては世代的にややずれる。これ以降、「盛家―盛親」は道長流の内藤系図と重なる情報だが、その後の「盛家―盛親―盛継―親家」は見えない（ただし盛継―親家は「吾妻鏡」ほかの諸史料に散見される実在の人物）。親家のあとは、数代欠のうえで、「文明年中、属<sub>二</sub>徳川源府君<sub>一</sub>」した「義清」と接続する。全体としては、『尊卑分脈』左大臣魚名五男藤成流の系図に「行俊（内藤檢校）」という記載を見いだした後人が、假冒・接続したものと推定される。

27) 奈良―平安前期に假冒系譜を作成する場合、系譜類の管理に政府が関わっていたこともあって、接続する氏族の側の都合だけでなく、接続される氏族の側の合意も必要だった（熊谷公男「令制下のカバネと氏族系譜」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』一四、一九八四年・溝口睦子「大伴氏の現存系譜の考察」『古代氏族の系譜』吉川弘文館、一九八七年）。一方、平安後期以降の場合、その種の手順は踏まれなくなるが、一定の史実を前提とする場合が少なくないという入間田宣夫「系譜の裏面にさぐる中世武士団の成立過程」（峰岸純夫ほか編『中世武家系図の史料論 上』高志書院、二〇〇七年）の指摘も参照。なお実際の武家系図の成り立ちについては各種の假冒事例が確認されるが、東国の事例に関する青山幹哉（『顕す系図』）としての氏系図―坂東平氏系図を中心に―（『伝承文学研究』五四、二〇〇四年）、西国の事例に関する伊藤幸司「中世西国諸氏の系譜認識」（九州史学研究会

編『境界のアイデンティティ』岩田書院、二〇〇八年）などを参照。

28) たとえば青山幹哉「中世系図学構築の試み」（『名古屋大学文学部研究論集 史学』三九、一九九三年）は、氏文読みのようなレベルで用いられる系譜の場合、始祖の設定はたしかに最重要課題だが、必ずしも始祖を天皇や撰関に設定する必要はなく、そうした傾向が生じるのは後の時期であることを指摘する。氏文読み（口承系図）については、高橋昌明「日本中世の戦闘」（『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会、一九九九年、初出一九九九年）を参照。古代においても、いったん完成された氏族系譜について、後になって天皇などの貴種と結びつけようとする変動が生じる場合があったことについては、松木俊暁「擬制同族の構造」（『言説空間としての大和政権―日本古代の伝承と権力―』山川出版社、二〇〇六年）の指摘を参照。

29) ちなみに史実上の同名人物としては、延久五年（一〇七三）に但馬権介となった人物や、十二世紀後半に九条家の家司を勤め、摂津守・上野介などを歴任した人物などが確認されるが、活躍時期は異なる。なお後者については、宮崎康充「右大臣兼実の家礼・家司・職事」（『書陵部紀要』六一、二〇〇九年）を参照。

30) 備前国に配流された事例は、院政期の藤原成親（鹿ヶ谷事件）・松殿基房（治承三年の政変）のほか、鎌倉期の頼仁親王（承久の乱）くらいで、それほど目立たない。

31) 児島山伏については、和歌森太郎「小島法師について」（『修験道史研究』河出書房、一九四三年、所出一九三九年）・宮家準『備前の児島・五流修験―その歴史と伝承―』（岩田書院、二〇二一年）などを参照。

32) 岡野浩二「備前国児島の五流修験」（『中世地方寺院の交流と表象』塙書房、二〇一九年、初出二〇一二年）。

33) おそらく、石鎚山を指しているのだろう。同山のことは『日本霊異記』にも見えるように、古代から山岳信仰の聖地とされた。祭神は石土神社（式内社）に祀られる。この周辺の霊地の草創については、寺内浩「平安時代の四国遍路―辺路修行をめぐって―」（『愛媛大学法文学部論集 人文学科編』一七、二〇〇四年）・同「古代の四国遍路」（『四国遍路と世界の巡礼研究会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七年）・長谷川賢二「四国遍路

- の形成と修験道・山伏」（『四国遍路と世界の巡礼』三、二〇一八年）などを参照。
- 34) たとえば、十六世紀の大内氏の関係者にも、同名の僧が確認される。この人物については、中司健一「山口大神宮勧請・造営に見る大内氏の財政」（『日本歴史』七六〇、二〇一一年）を参照。
- 35) 十禅師と内供奉が同一実態であることについては、小山田和夫「内供奉十禅師職と円珍」（『智証大師円珍の研究』吉川弘文館、一九九〇年、初出一九八二年）・本郷真紹「内供奉十禅師の成立と天台宗」（『律令国家仏教の研究』法蔵館、二〇〇五年、一九八五年）・垣内和孝「内供奉十禅師の再検討」（『古代文化』四五―五、一九九三年）などを参照。
- 36) 彼の履歴については、平田俊春「叡山の勤王と道場坊祐覚」（『吉野時代の研究』山一書房、一九四三年）を参照。
- 37) 山伏の武装集団化については、たとえば宮家準「熊野三山の成立と展開」（『熊野修験』吉川弘文館、一九九二年）の指摘を参照。なお財前司一「周防・長門の山岳信仰」（宮家準編『大山・石鎚と西国修験道』名著出版、一九七九年）は、上記諸系図に見える情報から、内藤氏を「徳山領の金峰山（都濃郡鹿野町）を中心とした山伏集団によって統率されていたグループが武士化したもの」と推定する。
- 38) たとえば、宮家準「安芸・周防・長門の霊山と修験」（『修験道の地域的展開』春秋社、二〇一二年）の「周防を代表する霊山は都濃郡鹿野町（周南市）の金峰山（七九〇m）である。当山は伝承では当初はかろさが岳と呼ばれていたが、大和の金峰山から蔵王権現を勧請して、金峰山と改称した」などとといった指摘を参照。
- 39) 令制下の内舎人については、近藤好和「中世武士論の前提—律令制下における弓箭の位置—」（『中世的武器の成立と武士』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九五年）を、平安期における実態については、鐘江宏之「内舎人と地方社会—尾張国解文における郎等内舎人の意義—」（笹山晴生編『日本律令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年）を参照。とくに院政期における内舎人の社会的地位の低下については、米谷豊之祐「院政期軍事・警察史拾遺」（近代文芸社、一九九三年）の紹介する諸事例も参照。
- 40) 盛家の生没年は、『吾妻鏡』安貞元年（一二二七）八月一日条の「内藤左衛門尉盛家法師、帰黄泉」（年八十九）」という記載によれば、保延五年（一一三九）〜安貞元年（一二二七）となる。ただし、「寛喜三年八月一日卒、七十三歳」（山口・続群）・「寛喜三辛卯年八月朔日死、七十三歳」（防長）などの記載によれば、平治元年（一一五九）〜寛喜三年（一二三二）となる。
- 41) 史料不足もあって盛定自身が馬允を歴任したことは確認できないが、『吾妻鏡』によれば「内藤馬允」・「内藤右馬允」などと呼称される人物のほとんどが、内藤系図に名前が見える彼の子孫（たとえば盛家・盛時など）である。承元三年（一二〇九）〜建保元年（一二二三）十二月二十日条などで馬允として見える内藤知親（世系不明）の場合も、高橋典幸「盛時子男」（五味文彦編『明月記』『吾妻鏡』の写本研究と古典学の方法』科研報告書、二〇〇三年）は盛時の子である可能性を想定する。これについて、五味文彦「縁に見る朝幕関係—『明月記』と『吾妻鏡』の間—」（『明月記研究』五、二〇〇〇年）は否定的な見解を示すが、具体的な根拠は示されていない。
- 42) この記事は、覚一本・延慶本・長門本などの『平家物語』諸本には見られない。『源平盛衰記』の史料性をめぐっては不明な点も多いが、とりあえず松尾葦江編『文化現象としての源平盛衰記』（笠間書院、二〇一五年）・同「源平盛衰記の伝本を見直す」（『国語と国文学』九八―六、二〇二一年）などを参照。
- 43) 彦由三枝子「治承・寿永争乱期に於ける八条院蔵人足利義兼の役割」（『政治経済史学』八四、一九七三年）・五味文彦「歴史的構図」（『平家物語、史と説話』平凡社、一九八七年）・田中文英「以仁王の乱」（『平氏政権の研究』思文閣出版、一九九四年、初出一九八九年）の指摘。これら従来説と比べて、乱への八条院の関与を消極的に推定する永井晋「以仁王事件の諸段階—嗽訴から挙兵への段階的発展—」（『鎌倉遺文研究』三六、二〇一五年）も、源頼政・兼綱らが八条院の関係者であることは重視する。
- 44) 八条院の以仁王の乱への消極的姿勢を強調する永井注<sup>43</sup>前掲論文でも、彼が「平清盛と八条院の双方の信頼を得た武官だった」ことを指摘する。
- 45) 乱に参加した勢力について、川合康「治承・寿永の内乱と頼朝の挙兵」（『源平の内乱と公武政権』吉川弘文館、二〇〇九年）は、「宇治川合戦に

おける頼政軍は、日常的に頼政の周辺に仕え、緊急に召集しうる範囲の軍勢」と指摘する。

46) 『尊卑分脈』の史料性については、益田宗「尊卑分脈の成立と編成」(『東京大学史料編纂所報』二〇、一九八五年)・皆川完一「尊卑分脈」(『国史大系書目解題 下』吉川弘文館、二〇〇一年)・松蘭齊「中世公家と系図―『尊卑分脈』成立前後―」(『系図が語る世界史』青木書店、二〇〇二年)などを参照。

47) 盛重の履歴については、吉村茂樹「院北面考」(『法制史研究』二、一九五二年)・正木喜三郎「怡土荘預所考」(『大宰府領の研究』文献出版、一九九一年、初出一九七七年ほか)などを、彼と白河院との深い関係については飯沼賢司「中世社会における性と愛と出産―生む「性」と生まざる「性」の位置づけ―」(『歴史評論』六〇〇、二〇〇〇年)を参照。彼が院権力に奉仕する過程で蓄積した莫大な財産については、飯沼賢司「『職』とイエの成立」『歴史学研究』五三四、一九八四年・同「国司制度の変質」(『長野県史 通史編 原始・古代』長野県、一九八九年)、櫛木謙周「平安京の宅地売買とその価格」(『洛北史学』一、一九九九年)、高橋一樹「中世荘園の荘務請負と在京沙汰人」(『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年、初出二〇〇三年)などが検討する。

48) 信盛の名が「後白河院北面歴名」の従五位下のなかに見えることについては、小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた―後白河院北面歴名」の出現―」(『小松茂美著作集二〇』旺文社、一九九八年、初出一九八九年)を参照。

49) 石井進「源平争乱期の八条院周辺―「八条院序文書」を手がかりに―」(『石井進著作集七』岩波書店、二〇〇五年、初出一九八八年)は、以上の史料から、藤原信盛をはじめとする後白河院の近臣が八条院の侍所にも、日常的に出仕していた可能性を想定する。一方、五味文彦「八条院をめぐる諸権門」(小川信先生の古希記念論集を刊行する会編『日本中世政治社会の研究』続群書類従完成会、一九九一年)は、石井の指摘について「後白河院が八条院と同居していたことにもなるものようである」と訂正する。ただし、そうであっても、後白河院と八条院の関係性の深さや、その勢力圏内に藤原信盛が有力な立ち位置を確保していたこと自体は間違いあるまい。

50) 一連の事件と兼盛らとの関係については、田中文英「高倉親政・院政と平氏政権」『平氏政権の研究』(思文閣出版、一九九四年、初出一九九二年)・前田英之「平家領の領有構造と治承三年政変」(『平氏政権と荘園制』吉川弘文館、二〇一七年、初出二〇一二年)などを参照。

51) この人物については、正木注47前掲論文のほか、五味文彦「花押に見る院政期諸階層」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年)・中村文「後白河院周辺の地下官人」(『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院、二〇〇五年、初出一九九六年)などを参照。なお平家家人の能盛については、遠藤珠紀「平清盛家司藤原能盛の出自について」(『古文书研究』七五、二〇一三年)を参照。

52) 院政期末の盛重流からは、長らく政界の中枢に居続けたこともあり、文事に堪能な人物も輩出されてくる。歌人として著名な能蓮や、寂身(能蓮の子)などが代表的存在である。前者については、黒川昌享「能蓮と寂身について」(金子金次郎博士古希記念論集編纂委員会編『連歌と中世文芸』角川書店、一九七七年)に詳しい。なお黒川論文は、詳細な検討の末に、『尊卑分脈』の「兼盛」項で「出家能蓮」とある記載は、本来は能盛の箇所に付されたものとする。ただし『尊卑分脈』の多くの写本は該箇所を「能蓮」としており、その場合、氏の想定は成り立たなくなる。兄弟とはいえず、離れた場所に掲載される人物間で注記が誤写される可能性は低いのではなからうか。なお寂身については中田武司「伊勢物語建仁二年奥書本(寂身本)の筆者考」(『国学院雑誌』七二―七、一九七一年)を参照。中田の分析によれば、建久八年(一一九七)頃に生まれ、文永元年(一二六四)頃に死去したと推測される。

53) 院分国に関する先行研究(吉村茂樹「領国知行制の進展」『国司制度崩壊課程に関する研究』東京大学出版会、一九五七年・時野谷滋「御分国制度と年給制度」『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年、初出一九六二年)によれば、周防国が院分国であることは、白河院の寛治三年の事例が所見である。その後も、「承安二年(一一七二)二月二十九日金銅宝塔銘」(防府天満宮所蔵)に見える「院分御時」という語句や、「安元三年正月廿八日周防守(元遠江守、院分)」(『公卿補任』寿永二年(一一八五)藤原季能項)などの記載から確認できる。寺内浩「院政期にお



ける家司受領と院司受領」（『受領制の研究』塙書房、二〇〇四年、初出  
一九九八年）も参照。

54) 令制本来のあり方では、本籍廻避の制によって出身地の国司には就任でき  
ないことになっていたが（渡辺滋「日本古代の任官における親族廻避の制」  
『延喜式研究』二九、二〇一三年）、すでに上京して三代を経ていることや、  
時代的な問題もあって、禁止の対象とはならなかったのである。

55) なお、盛重流による周防国武士団の組織化は、内藤氏のみに限らなかった。  
たとえば多々良氏（周防国の国衙在庁）と盛重流との関係については、渡辺  
滋「古代の多々良氏から中世の大内氏へ—国衙在庁の中央出仕とその後—」  
（投稿中）を参照。

56) 正木注47前掲論文。

57) たとえば伊藤瑠美「院政期の王家と武士—院と武士の関係から—」（『歴  
史評論』七三六、二〇一一年）は、院の権力機構では、清和源氏・桓武平氏  
など大規模な武力集団としての役割を期待される勢力だけでなく、院の直近  
での日常的な活動を期待される武士も育成されていたことを指摘し、その具  
体例として盛重—盛通の流れを挙げる。

58) 先祖を假冒する際、かつての名家とのつながりを系図上で血縁関係化する  
事例が多いことは、太田亮『家系系図の合理的研究法』（立命館大学出版  
部、一九三〇年）・同『系図と系譜』（岩波書店、一九三四年）が指摘す  
る。具体的な事例としては、志方正和「菊池氏の起源について」（『九州古  
代中世史論集』遺稿集刊行会、一九六七年、初出一九五八年）・石井進「史  
料としての系図」（『中世武士団』山川出版社、二〇〇五年、初出一九七四  
年）が分析する菊池氏系図（藤原北家の道隆を初代とする假冒が行われてい  
る）が典型例である。また石井進「武士の置文と系図—小代氏の場合—」  
（『石井進著作集 五』岩波書店、二〇〇五年、初出一九八六年）は、類例  
として「兎玉系図」も紹介する。このほか、渡辺滋「古代後期の周防国と  
中央政界—玉祖氏を素材として—」（『山口県立大学 国際文化学部紀要』  
二八、二〇二二年）で分析したように、同じ周防国出身で上京して摂関家の  
家司などを務めた玉祖氏の場合も、分家にあたる大中臣氏の系図が摂関家と  
自家を血縁関係で繋げている。こうした現象は、古代前期における統属関係  
を同族観念に転化する事例（溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』学校法人

学習院、一九八二年）や、中世における職の継承関係を順次並べている系図  
のあり方（飯沼賢司「系譜史料論」『岩波講座 日本通史 別巻三』岩波書店、  
一九九五年）なども関連しよう。

59) 周防国の実家側で用いていた「盛」字が、盛重が上京して藤原氏の養子と  
なった際に流入した訳でないことは、盛重の義父国仲の子のなかに複数の  
「盛」字を持つ人物が含まれることから推定できる。国仲の家では、どう  
やら正妻の子（盛伸・定伸・隆伸）に「伸」字を、そうでない人物（母違  
いの国盛や養子の盛重）に「盛」字を付す方針だったようである。つまり  
「盛」字は藤原国仲の側で用意した文字で、盛重の実家の選字傾向を継承し  
たものではなからう。

60) 市村高男「鎌倉期成立の「結城系図」二本に関する基礎的考察—系図研  
究の視点と方法の探求—」（峰岸純夫ほか編『中世武家系図の史料論 上』  
高志書院、二〇〇七年）。関連して、上野和男「日本の祖名継承法と家族  
—祖先祭祀と家族類型についての一試論—」（『政経論叢』五〇—五・六、  
一九八二年）は、この種の命名法について、名前の継承によって特定の人物  
との関連を明確化し、一定の社会的地位を確保する方式と分析する。

61) 具体的なあり方については、二木謙一「偏諱授与および毛氈鞍覆・白傘袋  
免許」（『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、二〇一九年、初出一九七九  
年）を参照。中世前期における烏帽子親子の関係や、そこから一字拝領が  
生じる現象については、星野恒「足利尊氏二偏諱ヲ賜ハルニ付テノ答問」  
（『史学叢説』富山房、一九〇九年、初出一八九五年）・牧野信之助「武  
家の族的結合について」（『武家時代社会の研究』刀江書院、一九四三年  
（新版）、初出一九二八年）・紺戸淳「武家社会における加冠と一字付与の  
政治性について—鎌倉幕府御家人の場合—」（『中央史学』二、一九七九  
年）・田端泰子「古代・中世の養子と「家」」（『日本中世女性史論』塙  
書房、一九九四年、初出一九八八年）・山野龍太郎「鎌倉期武士社会にお  
ける烏帽子親子関係」（山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』思文閣  
出版、二〇一二年）などを参照。具体的に、山野「前掲論文や今野慶信「鎌  
倉武家社会における元服儀礼の確立と変質」（『駒沢女子大学研究紀要』  
二四、二〇一七年）によれば、偏諱の授与は平安後期には一般化していたと  
いう。こうしたあり方について本格的に分析する際は、民俗学における擬制

的親子関係や名付けの問題も含めて検討を進める必要もあるが、とりあえずは飯沼賢司「人名小考―中世の身分・イエ・社会をめぐる―」（竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『莊園制と中世社会』東京堂出版、一九八四年）・同「イエの成立と親族」（歴史学研究会ほか編『日本史講座 三』東京大学出版会、二〇〇四年）を参照。

62) 湯浅党の場合、一門・他門など直接の血縁関係のない範囲を含めた独立の諸領主が、保田氏のもとに結集することで、武士団というかたちをとった一つの権力体を形成しており、それを単位とする活動形態をとっていた（高橋修「湯浅党の構成」『中世武士団と地域社会』清文堂出版、二〇〇〇年）。

この種の武士団の結合原理については、小林一岳「武士団結合における一揆的原理の存在」（『日本中世の一揆と戦争』校倉書房、二〇〇一年）も参照。  
63) 長沼賢海「松浦海賊の連盟と規約」（『日本の海賊』至文堂、一九五五年）・同「松浦党及び門司氏等諸氏研究」（『日本海事研究』九州大学出版会、一九七六年、初出一九五七年）。

64) 各種の「大内系図」によると、大内氏の先祖が「盛」を通字とする時期は、「貞長（本盛）―盛房―弘盛―満盛」（たとえば「大内系図」（『続群書類従』巻一八七））の四代という情報で共通する。その後の世代では、七代にわたって「弘」を通字とするようになる。このほか、たとえば右田氏には同世代の人物として「盛長（盛房弟）―盛綱―盛俊」がいるように（和田秀作「周防右田氏の相伝文書について」『山口県文書館研究紀要』四一、二〇一四年）、支流においても平安後期から鎌倉前期にかけて「盛」字を共有する傾向が見いだせる。以上の詳細については、渡辺注55前掲論文も参照。

65) 烏帽子親―子の関係が主従関係に転化しやすいことについては、和歌森太郎『和歌森太郎著作集七 庶民の精神史』（弘文堂、一九八一年、初出一九六五年）・田端泰子「鎌倉期の女性」（『日本中世の女性』吉川弘文館、一九八七年）などの指摘を参照。一字拝領の有無はともかく、主人が烏帽子親として従者の元服式を主催し成人名を命名する風習が十一世紀初頭の貴族社会で確立していたことについては、服藤早苗「子どもの成長と父」（『平安朝の父と子』中央公論新社、二〇一〇年）を参照。

66) 多々良氏と鹿ヶ谷事件との関連については、渡辺注55前掲論文を参照。

67) 一般に、遠隔地所領の経営については、中世初期の段階では地頭代（同族や従者）を派遣することで一元的に管理しようとする指向性も存在した。義江彰夫「莊郷地頭職の沿革」（『鎌倉幕府地頭職成立史の研究』東京大学出版会、一九七八年）の分析を参照。

68) 頼宮氏は、内藤氏の一流が頼宮（近江国甲賀郡）に所領を得たことによる名字と推定される（森注3前掲論文・本間志奈「鎌倉幕府派遣使節について―六波羅探題使節を中心に―」『法政史学』六九、二〇〇八年）。「内藤家系」（山口）で、盛政（盛親弟）に「頼宮入道」と注記されるので、狭義にはこの流れを指すものと思われるが、近江の頼宮氏と備前の同氏（後述）の関係については、詳細は不明である。備前国の頼宮氏については、菊米一志「備前頼宮氏についての基礎的考察―系譜・所領・経営―」（『吉備地方文化研究』三一、二〇二一年）を参照。ただし草創期の系譜分析については、再検討の余地がある。

69) 坂本賞三「莊園制成立と王朝国家」（塙書房、一九八五年）。

70) 伊予市誌編さん会編『伊予市誌』（伊予市、二〇〇五年）。

71) 水野恭一郎「備前国福岡荘について」（『武家時代の政治と文化』創元社、一九七五年）。

72) 盛家息の「盛親」項に「子孫留備前国福岡、入京為評定衆」（山口）とある一流の子孫と推定される。『系図綜覧』などに見える藤原秀郷の子孫を称する内藤系図が、「盛家―盛親」の子孫という位置づけになっているのは、この一流が早くに周防国一流と距離を広げていた可能性を示唆しているのかもしれない。

73) 両国の分割や古代の勝田郡の郡域については、今津勝紀「古代における国郡領域編成の一考察―備前・美作の事例―」（吉川真司ほか編『日本の時空観の形成』思文閣出版、二〇一七年）を参照。

74) 「カツマ」といえば、目の詰まった竹編みカゴの意だが（松村武雄「無目堅間の語義とそれによる海中沈下の「神天降り」的・「神あれまし」的意義」『日本神話の研究 三』培風館、一九五五年・小林行雄「無目籠」『続古代の技術』塙書房、一九六四年）、地名の場合、とくに語源については諸説が錯綜する。広岡義隆「美作国五六勝間田池」（上代文献を読む会編『風土記逸文注釈』翰林書房、二〇〇一年）・菊川恵三「阿波国六一

- 勝間井の冷水」(同書)のほか、山中襄太『地名語源辞典』(校倉書房、一九六八年)・楠原祐介ほか『古代地名語源辞典』(東京堂出版、一九八一年)・谷川健一編『民俗地名語彙事典 上』(三一書房、一九九四)などの「かつま」・「かつまた」項を参照。なお周防国における同地名は、内藤氏の勢力圏内の勝間村(熊毛郡)だけでなく、勝間郷(佐波郡)にもあるが、前者は勝間田氏との関係から後次的に発生したものであるという可能性もある。
- 75) 宮家準「中世岡山の熊野信仰と修験」(『備前の児島・五流修験—その歴史と伝承—』岩田書院、二〇二二年、初出一九八九年)・阿久津洋子「熊野比丘尼の原像」(『鎌倉遺文研究』三一、二〇一三年)。なお八木意千男「勝間田湯・塩垂山」(『歌枕の探求Ⅱ』和泉書院、一九八六年、初出一九七八年)は、当地の温泉が製鉄集団によって発見された可能性を想定する。
- 76) 園城寺で灌頂を受け、児島五流を中興した覚仁(一一九八—一二六六)との関係であろうか、児島修験には覚王院・覚城院などの院家や、「覚」字を含む僧侶が多い。宮家準「中世の児島修験」(『備前の児島・五流修験—その歴史と伝承—』岩田書院、二〇二二年、初出二〇一一年)も参照。
- 77) 内藤氏が南北朝期に大内氏の被官化することについては、阿武注1前掲論文・田村注1前掲論文などを参照。このうち内藤氏は大内氏の在京雑掌を務めるが、もともと周防国の諸勢力のなかでも在京経験が長い一族だったことによるのだろう。
- 78) 内藤氏が毛利氏に臣従を認められる経緯については、田端泰子「毛利元就の領国統治における女性の役割」(『日本中世の社会と女性』吉川弘文館、一九九八年)を参照。
- 79) 周防国以外に分散した内藤氏の系図がほとんど残らないことや、たとえば「内藤氏系図」(『系図綜覧』所収)のように本家の系譜を改定して藤原秀郷流と接続するも、中間部分では大幅な欠損が生じるなどの不都合が生じているのは、この時期に本家との連携が途絶えた結果かもしれない。